



市 章

大津市公報

平成 28 年 12 月 22 日
号 外 (第 76 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

108	大津市副市長事務分担規則.....	1
109	大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則.....	2
110	大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	2
111	大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則.....	3
112	大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	3
113	大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	3
114	大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則.....	3
115	大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	4
116	大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則.....	4
117	大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	4
118	大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則.....	4
119	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	5
120	大津市職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則.....	5
121	大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則.....	5
122	大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則.....	5

訓 令

9	大津市庁議規程の一部改正.....	6
10	大津市不動産評価委員会規程の一部改正.....	6
11	大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正.....	6
12	大津市土地利用問題協議会規程の一部改正.....	6

規 則

大津市副市長事務分担規則を公布する。
平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第108号

大津市副市長事務分担規則

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序について必要な事項を定めるものとする。
(分担事務)

第2条 副市長は、おおむね次の区分により、その事務を担当する。

伊藤副市長

- 総務部に属する事務
- 産業観光部に属する事務
- 環境部に属する事務
- 都市計画部に属する事務
- 建設部に属する事務
- 消防局に属する事務
- 出納室に属する事務
- 企業局との調整に関する事務
- 選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務
- 監査委員の事務局の職員に補助執行させている事務
- 農業委員会の事務局の職員に補助執行させている事務
- 議会局の職員を市長部局の職員に充て、執行させている事務

鷺見副市長

政策調整部に属する事務

市民部に属する事務

福祉子ども部に属する事務

健康保険部に属する事務

市民病院に属する事務

介護老人保健施設ケアセンターおおつに属する事務

教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員に補助執行させている事務

(共同して所掌する事務)

第3条 次に掲げる事務については、両副市長の所管とする。ただし、市長が必要と認めたときは、特に副市長を指定してこれを掌理させることがある。

市政に係る重要な企画に関すること。

市議会に関すること。

条例、規則及び訓令の制定又は改廃に関すること。

予算の編成に関すること。

重要な人事に関すること。

その他重要又は異例に属する事項に関すること。

(市長の職務代理の順序)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項に規定するあらかじめ市長が定める市長の職務を代理する副市長の順序は、第2条に掲げる順序とする。

(事故があるときの事務処理)

第5条 主管の副市長に事故があるときは、その副市長の担任する事務は、他の副市長が処理する。

2 前項の規定により処理した事務は、その事務を担当する副市長の後関に供しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第109号

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則(平成27年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合における職務を代理する順序は、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序とする。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項後段の規定により主管の副市長以外の副市長である副本部長が副本部長の職務を代理すべき場合において、当該副本部長に事故があるとき、又は当該副本部長が欠けたときは、政策調整部長である本部員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第110号

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市人権啓発推進本部設置規則(平成4年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副本部長は、」の次に「主管の」を加え、同条第3項中「副本部長は、」の次に「主管の副市長以外の副市長の職にある者をもって充て、及び」を加える。

第 4 条第 2 項中「ときは、」の次に「本部長があらかじめ定めた順序により」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 111 号

大津市男女共同参画推進委員会設置規則の一部を改正する規則

大津市男女共同参画推進委員会設置規則（平成 27 年規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 112 号

大津市行政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市行政改革推進本部設置規則（平成 28 年規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合における職務を代理する順序は、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序とする。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定により主管の副市長以外の副市長である副本部長が本部長の職務を代理すべき場合において、当該副本部長に事故があるとき、又は当該副本部長が欠けたときは、総務部長である本部員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 113 号

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則（平成 27 年規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合における職務を代理する順序は、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序とする。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定により主管の副市長以外の副市長である副本部長が本部長の職務を代理すべき場合において、当該副本部長に事故があるとき、又は当該副本部長が欠けたときは、総務部長である本部員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第114号

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「本部長は、」の次に「主管の」を加え、同条第 3 項中「建設部長」を「主管の副市長以外の副市長」に改める。

第 3 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 本部長に事故がある場合又は本部長が欠けた場合において、副本部長に事故があるとき、又は副本部長が欠けたときは、建設部長である本部員がその職務を代理する。

別表第 1 中

建設部

 を

建設部	建設部長
-----	------

 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第115号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則（平成23年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第116号

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市青少年対策本部設置規則（平成13年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第117号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則（平成 9 年規則第81号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第118号

大津市生涯学習推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習推進本部設置規則（平成元年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第119号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は」を「、又は」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における職務を代理する順序は、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序とする。

第17条第3項中「により」の次に「主管の副市長以外の副市長である」を加え、「代理する場合」を「代理すべき場合」に、「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第120号

大津市職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の希望降任に関する規則（平成25年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第121号

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員互助会設置条例施行規則（昭和30年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

大津市規則第122号

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

大津市土地開発基金管理規則（昭和45年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「3人」を「4人」に改め、同条第3項中「会長は、」の次に「主管の」を加え、同条第5項

中「総務部長」を「主管の副市長以外の副市長」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「政策調整部長」の次に「、総務部長」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合において、副会長に事故があるとき、又は副会長が欠けたときは、総務部長である委員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第9号

大津市庁議規程（平成3年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

第10条第1項及び第20条第1項中「副市長」を「主管の副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年12月22日から施行する。

大津市訓令第10号

大津市不動産評価委員会規程（昭和44年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

第3条第1項中「6人」を「7人」に改める。

第4条第1項中「副市長」を「副市長である委員のうち主管の副市長」に、「総務部長」を「他の副市長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合において、副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、総務部長である委員がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、平成28年12月22日から施行する。

大津市訓令第11号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

第3条第1項中「7人」を「8人」に改める。

第5条第1項中「副市長」を「副市長である委員のうち主管の副市長」に、「総務部長」を「他の副市長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合において、副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、総務部長である委員がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、平成28年12月22日から施行する。

大津市訓令第12号

大津市土地利用問題協議会規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

大津市長 越 直 美

第3条第2項中「副市長」を「主管の副市長」に改め、同条第3項中「政策調整部長」を「主管の副市長以外の副市長」に改める。

第5条第2項中「総務部長」を「政策調整部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年12月22日から施行する。